

第 1 6 2 回 愛知県市長会議提出議案一覧表

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 要配慮者利用施設の高台移転に係る新たな
特例措置の創出について
東三河ブロック 提出 |
| 第 2 号議案 | 公共施設の老朽化に伴う更新等に対する
財政措置の充実について
知多ブロック 提出 |
| 第 3 号議案 | 新地方公会計の統一的な整備に係る支援に
ついて
西尾張ブロック 提出 |
| 第 4 号議案 | 収用事業を円滑に進めるための制度改正に
ついて
西尾張ブロック 提出 |
| 第 5 号議案 | 成年後見制度を活用した契約（公共用地の土
地売買契約）について
西尾張ブロック 提出 |
| 第 6 号議案 | 予防接種の定期接種化に対する財政措置に
ついて
東三河ブロック 提出 |
| 第 7 号議案 | 妊婦健康診査の公費助成について
知多ブロック 提出 |

- 第 8 号議案 通所型の児童福祉施設での訪問看護にかかる診療報酬の請求について
東尾張ブロック 提出
- 第 9 号議案 生活困窮者自立支援制度の円滑な運営について
西尾張ブロック 提出
- 第 10 号議案 小中学校における日本語指導教員加配基準の拡充及び財政措置について
西三河ブロック 提出
- 第 11 号議案 学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業の補助割合の引き上げ等について
東尾張ブロック 提出
- 第 12 号議案 亜炭廃坑処理に対する新たな財政支援制度の創設について
名古屋ブロック 提出
- 第 13 号議案 公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の見直しについて
西尾張ブロック 提出
- 第 14 号議案 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化について
知多ブロック 提出
- 第 15 号議案 花き振興施策の充実について
東三河ブロック 提出

第 16 号議案 養豚農業振興施策の充実について

東三河ブロック 提出

第 1 号 議 案

要配慮者利用施設の高台移転に係る新たな特例措置
の創出について

東三河ブロック 提出

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査によると、県東部の太平洋岸では、最大で約 21 メートルの津波が押し寄せると想定され、太平洋岸に立地する要配慮者利用施設では、甚大な被害が想定されます。また、三河湾岸に広がる低地部（ゼロメートル地帯）では、浸水想定域が広範囲にわたり、要配慮者利用施設等が浸水により孤立する恐れが懸念されます。

現在、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ特措法」と言う。）第 16 条に規定されている集団移転促進事業の特例（以下、「特例」と言う。）は、「住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者利用施設の移転」と定められており、要配慮者利用施設が単独で高台移転を行う場合には特例措置の対象外となっています。

高台移転が円滑に進むためにも、浸水想定域内に単独で立地する要配慮者利用施設の移転においても、特例が適用されるよう新たな特例措置が必要です。

よって、**国におかれては、南海トラフ特措法に基づく集団移転促進事業に係る特例措置について、要配慮者利用施設（社会福祉施設、病院、学校等）が単独で高台移転を行えるよう新たな特例措置を創出していただくよう要望いたします。**

第 2 号議案

公共施設の老朽化に伴う更新等に対する財政措置の
充実について

知多ブロック 提出

高度成長期に集中的に建設した多くの公共施設が老朽化しており、今後の維持更新等に多額の費用が見込まれる中、維持更新等のあり方を検討すべき時期を迎えており、国からも「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されたところ です。

都市自治体では、施設の更新、長寿命化等にあたっては、施設の安全性の確保を最優先に考慮しつつ、可能な限り財政負担の軽減及び平準化を図っていくよう鋭意努めているところでありますが、それでもなお今後長期的に多額の費用が見込まれて おります。

地方債制度においては、平成 26 年度以降、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除去に要する経費を起債対象とすることができる特例措置が設けられましたが、都市自治体の厳しい財政状況が続く中、国は最も実効性のある財政措置である補助制度を充実することが必要であると考えます。

しかしながら、施設の更新等に対する補助制度は、担当省庁ごとに施設の種類や位置づけ等によって異なり、施設によっては更新時等の財政措置がないものもあるのが現状です。

よって、国におかれては、公共施設の更新等に係る既存の補助制度の一本化も視野に入れ、補助対象の拡大、補助率の引上げ等、財政措置を充実するよう要望いたします。

第 3 号 議 案

新地方公会計の統一的な整備に係る支援について

西尾張ブロック 提出

総務省は、平成 18 年度に新地方公会計モデル（基準モデル及び総務省方式改訂モデル）を示し、整備を要請しましたが、現在においても各都市自治体の対応にはばらつきがあります。

平成 26 年 4 月に国の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類に関する統一的な基準を示した報告書を公表しました。

今後、平成 27 年 1 月までに、具体的なマニュアルが示され、原則として平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で全ての都市自治体等において統一的な基準による財務書類等の作成が要請される予定とされております。

こうした財務書類等を作成するためには、都市自治体において相当の事務負担及び経費負担が生じることが懸念されます。

経費負担の面では、国は I C T を活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成 27 年度の早期に無償で都市自治体等へ提供されることとなっておりますが、その他の財政措置については特段示されておられません。

よって、**国におかれては、新地方公会計の統一的な整備が円滑に進められるよう、都市自治体に対する事務的支援（統一ソフトの運用等に係る合同実務研修会）や補助金などの財政的支援（固定資産台帳作成支援、システム導入支援）をしていただきますよう要望いたします。**

第 4 号議案

収用事業を円滑に進めるための制度改正について

西尾張ブロック 提出

収用事業において、土地所有者に協力を求める際、相続税等が納税猶予されている農地については、清算が条件となっており、そのことが土地所有者への負担となり交渉が難航する場合があります。

また、農地を取得できる農家要件のない所有者の農地を収用する場合、所有者が代替地として農地を希望しても、所有者は農地を取得することができず、前者同様、交渉が難航する場合があります。

よって、国におかれては、農地に係る納税猶予制度において、収用事業への協力者に対して、相続税等本税免除、あるいは補償面から税相当額を用地対策連絡協議会が定める補償基準の対象に加えるなどの制度改正を要望いたします。

また、農地法上の農地を取得できる農家要件について、収用事業への協力者が農地法第 3 条第 2 項の適用除外となるよう制度改正をしていただくよう要望いたします。

第 5 号 議 案

成年後見制度を活用した契約（公共用地の土地売買契約）について

西尾張ブロック 提出

公共事業の用地取得を進めていく上で、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより意思判断能力に欠ける相手方との交渉が困難であることが課題となっています。

意思判断能力に欠ける相手方との契約においては、成年後見制度を活用することが最善策であると考えます。

しかしながら、現在の制度では、裁判所へ成年後見の申立てができる者は、意思判断能力に欠ける方の身内（配偶者、四親等内の親族）に限られている上、申立ての申請を申立人自身で行うにはかなりの手間暇を要することになり、弁護士、司法書士等へ手続きを依頼すればそれに要する費用は個人負担となってしまう等、申立人に過度の負担を強いることとなるため、制度の活用について理解を得にくい状況にあります。このため、結果的に事業の進捗に影響を及ぼすことになります。

特例で、身寄りのない方に限り市町村長が申立人となることは可能ですが、起業者（市町村長等事業の施行者）は利害関係人に該当することから、成年後見の申立てをすることができない状況にあります。

よって、国におかれては、公共事業の用地取得を円滑に進めていくために、起業者（市町村長等事業の施行者）が成年後見の申立人になることができる法的措置を講ずるよう要望いたします。

または、申立人等に対し、起業者が申立てに要する費用（弁護士等への委託料を含む）を負担することができるような制度を実現していただくよう要望いたします。

併せて、成年後見登記に係る登記事項証明書の公用請求が可能となるような制度の改善等をしていただくよう要望いたします。

第 6 号 議 案

予防接種の定期接種化に対する財政措置について

東三河ブロック 提出

今日の国際化社会において感染症から国民の健康を守るためには、世界保健機構（WHO）が推奨するワクチン接種を予防接種法で定めることが必要であり、国は「おたふくかぜ、B型肝炎」や別途検討されている「ロタウイルス」について、定期接種化を進めています。

国民の医療費削減につながる予防接種は、感染症のまん延を防ぎ国民の健康を守る重要な事業であり、本来であれば国が責任を持って一律に実施すべきものです。

よって、国におかれては、接種にかかる費用について、既存の予防接種も含めた全額を国庫負担化することを要望いたします。

また、国庫負担化されるまでの間、定期接種の拡大が進められることに伴い生じる費用の増加分について、普通交付税措置によらず、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業と同様の財政措置をすること、及び都市自治体の予算編成に支障をきたすことのないよう、法改正骨子や改正に伴う財源の枠組みについて早期に示すよう要望いたします。

第 7 号議案

妊婦健康診査の公費助成について

知多ブロック 提出

妊婦健康診査の公費助成については、国は平成 25 年度以降は妊婦健康診査支援基金事業を廃止し、普通交付税措置をしていますが、普通交付税制度は基金制度と比べ、各都市自治体に対する国からの措置額が不明確であります。

また、現在の厳しい財政状況の中では、厚生労働大臣が策定する妊婦健診の健診回数・実施内容等に関する「望ましい基準」を、都市自治体が公費助成で実施することが困難な現状となっております。

少子化・人口減少が問題となる中、妊婦の健康管理の確保と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる環境を保持するためにも、国の財政措置はより明確なものであるべきと考えます。

よって、**国におかれては、妊婦健康診査の重要性に鑑み、全国で確実に実施されるよう、妊婦健康診査の公費助成に係る費用を普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確な補助金交付等による財政支援制度とするよう要望いたします。**

第 8 号議案

通所型の児童福祉施設での訪問看護にかかる診療報酬の請求について

東尾張ブロック 提出

保育所、認定こども園、児童発達支援センター等の通所型の児童福祉施設では、導尿や経管栄養等、医療ケアが必要な園児が入所等をした場合、保護者が施設に来所し医療ケアを実施するという対応をとっておりますが、保護者による対応には限界があります。

このため、訪問看護により医療ケアを行うことが現実的な対応となりますが、現行制度では、通所型の児童福祉施設で訪問看護により医療ケアを行った場合、診療報酬が請求できないこととなっており、都市自治体の独自施策として対応せざるを得ない状況となっています。

こうした「児童福祉施設における訪問看護」について、訪問看護事業者が診療報酬を請求できるよう制度改正されれば、スムーズかつ迅速な対応が可能となります。

よって、**国におかれては、保育所、認定こども園、児童発達支援センター等、通所型の児童福祉施設における訪問看護事業について、診療報酬の請求を可能としていただくよう要望いたします。**

第 9 号議案

生活困窮者自立支援制度の円滑な運営について

西尾張ブロック 提出

生活困窮者自立支援法の施行（平成 27 年 4 月 1 日施行）に向けて、各都市自治体は各種法定事業の実施体制について模索している状況であります。

法の施行に伴い、現在、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業（以下「基金事業」と言う。）である住宅支援給付事業や生活保護受給世帯の子どもへの学習支援事業などの各種事業は、法に基づく生活困窮者自立支援制度の事業に移行されることとなります。

この移行により、現在の補助率が国 10 分の 10 から国 2 分の 1 へ引き下げられる等地方自治体の負担が生じることになり、都市自治体において生活困窮者に対して基金事業と同様の支援を行っていくには、財源の確保が必要となります。

また、生活困窮者の生活訓練、就労体験、技術習得訓練や住居がない場合の一定期間の宿泊場所や衣食の提供などの支援は、都市自治体に加え、広域的な運営体制とすることにより、さらなる効果が見込まれます。

よって、国におかれては、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けて、都市自治体の事業実施に支障が生じないように、必要となる財源を確保すると共に、基金事業と同様の財政支援をしていただくよう要望いたします。

また、県におかれては、生活困窮者の就労準備支援事業等の実施は、広域体制で実施することでさらなる効果が得られると考えられることから、広域での支援体制の構築を検討されるよう要望いたします。

第 10 号議案

小中学校における日本語指導教員加配基準の拡充及び財政措置について

西三河ブロック 提出

外国人労働者の増加とともに、小中学校には日本語指導の必要な外国人児童生徒が増えてまいりました。今後更にこのような外国人児童生徒が増加し、加えて言語が多様化することが予想される中、学習面、日本文化や生活習慣の指導に留まらず、保護者とのきめ細やかなコミュニケーションが必要になってきております。

現在、児童生徒の指導に対応するため、県から外国人児童生徒の在籍数に応じて日本語教育適応学級担当教員の加配がされておりますが、外国人が集住する地区にある小中学校においては、この加配基準を超える児童生徒数が在籍しております。都市自治体単独で非常勤教員や支援員を配置し、指導方法の工夫などによる対応をしておりますが、厳しい財政状況の中、こうした対応にも限界があり対応教員等が不足している状況です。

また、加配基準に満たない児童生徒が在籍する小中学校においても、適正な学習環境の維持のために必要な教員数は学校の現状により異なり、これに対応する教員の加配が必要です。日本語指導の充実の観点から、本年度4月より制度が導入された特別の教育課程を実施することも難しくなっています。

よって、**国におかれては、現状の教育的ニーズに即したきめ細やかな指導が可能となるように、小中学校における日本語指導加配を拡充するとともに、必要な財政措置を行うよう要望いたします。**

また、**県におかれては、引き続き国に対して外国人児童生徒の教育を担う教員の増員を働きかけるとともに、日本語教育適応学級担当教員の加配基準を拡充していただくよう要望いたします。**

第 1 1 号議案

学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業の補助割合の引き上げ等について

東尾張ブロック 提出

平成 2 5 年 8 月に、屋内運動場等の天井等の落下防止対策を平成 2 7 年度までに完了させるよう文部科学省から通知がありました。この対策工事については、国の「学校施設環境改善交付金」で防災機能強化事業として 3 分の 1 の補助割合が定められているものの、短い期間で多数の学校の対策工事を行う必要があり、老朽化対策などを引き続き実施しなくてはならない中、各都市自治体においてこれらの改修を同時に行っていくことは困難な状況です。

また、事務費に相当する金額も交付されることになっておりますが、事務費として計上できる経費が旅費、消耗品費、手数料など積み上げても少額にしかならないことから、国で予算措置されて交付決定された金額を有効活用しきれない状況にあります。

よって、国におかれては、防災機能強化事業における補助割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げていただくとともに、設置者事務費の制度の見直しをしていただくよう要望いたします。

第 1 2 号 議 案

亜炭廃坑処理に対する新たな財政支援制度の創設について

名古屋ブロック 提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、春日井市、小牧市、長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されております。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから放置しておけば、岐阜県御嵩町で発生している亜炭廃坑陥没事故と同様の被害が生じるおそれがあります。

各都市自治体においては、本来の原因者ではない土地区画整理組合等が、財政状況が厳しい中で処理費用を負担しなければならない状況も出てきており、円滑な市街地の開発・まちづくりに支障をきたしております。

また、南海トラフ巨大地震への対策が叫ばれていることや、将来、リニア中央新幹線を整備する上においても、ルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、亜炭廃坑処理を迅速に行い、安全な市街地の開発・まちづくりを進めるための方策を早期に講ずる必要があります。

よって、国におかれては、**亜炭廃坑処理を実施する団体（都市自治体や組合等民間団体）に対し、必要な費用（調査、充填工事等）について、新たな財政支援制度を創設されるよう要望いたします。**

第 13 号議案

公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の見直しについて

西尾張ブロック 提出

近年、日本各地で異常気象が多発し、集中豪雨による流出量の急激な増大、市街地開発による保水・遊水機能の低下などにより、湛水被害がたびたび発生しています。都市自治体では、湛水被害防止のための各種防災・減災対策を実施していますが、ポンプ施設等による排水に依存せざるをえない地区では、地域住民が安全・安心に生活するために排水施設は日々の生活で不可欠なインフラとなっています。

湛水被害を軽減するために、国・県において河川整備を早急に進める必要がありますが、河川工事等により排水施設を移転する場合、適切な修繕により機能を維持した施設でも、標準耐用年数を超えたものは残価率の補償しかされず、都市自治体の多額な負担が必要となることから、改修が困難となっています。

よって、**国におかれては、排水施設の移転等が生じる場合において、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の「既存公共施設等の財産価値の減耗分」に係る取扱いについて、補償対象を拡大する等要綱の見直しを行なうよう要望いたします。**

第 1 4 号議案

水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化について

知多ブロック 提出

国は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を定め、愛知県の全都市自治体が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。

この基本計画の中で、津波対策として海岸保全施設の整備や水門操作の自動化、海岸堤防の耐震化やかさ上げを推進することとされています。臨海部を有する都市自治体としては、発災時には沿岸の水門・陸閘等の閉鎖作業に従事いたしますが、作業時間が厳しく制約される中、安全・確実な閉鎖作業を行うため、施設の自動化・遠隔操作化が早期に実施されることを切望しております。

よって、国におかれては、津波・高潮に対する防災対策として水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化に対する財政措置などの地方に対する支援制度を拡充し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進していただくよう要望いたします。

また、大規模災害時には電源消失が懸念されることから、非常用電源の確保に対する支援制度の拡充についても併せて要望いたします。

第 15 号議案

花き振興施策の充実について

東三河ブロック 提出

わが国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっています。また、花きに関する伝統と文化は、国民生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っております。

そうした状況を踏まえ、「花きの振興に関する法律」が平成 26 年 6 月 27 日に公布され、花き生産者・地域は、各種施策の充実に大きな期待を寄せております。

今後、同法に基づく国の基本方針及び都道府県振興計画の策定が予定されておりますが、県においても、これを契機として、具体的かつ実効性の高い花き振興施策を計画に盛り込んでいただくことを、都市自治体を始め花き産業の関係者は、期待しているところであります。

よって、国におかれては、花きの国内消費拡大に向け、各種全国大会の入賞者・団体に対する花の贈呈、国を挙げて「記念日に花を贈る習慣」の普及に取り組むなど、国レベルでの取組について一層の充実を図ることを要望いたします。

また、輸出促進における諸課題（相手国のニーズ把握、品質維持、物流体制の構築等）に効果的に対応するため、関係省庁・政府関係機関における取組の充実を図られるよう要望いたします。

併せて、地方自治体が法の趣旨を踏まえ、花き振興により積極的に取り組むことができるよう、国産花きイノベーション推進事業の充実等、必要な措置を講ずるよう要望いたします。

第 16 号議案

養豚農業振興施策の充実について

東三河ブロック 提出

養豚農業を取り巻く環境は非常に厳しく、飼料価格の高止まり、伝染病の多発、農家の高齢化など、数多くの問題が山積しています。

そうした中、平成26年6月27日に施行された「養豚農業振興法」に基づく各種施策の充実に、農家は大きな期待を寄せております。

今後、国において養豚農業の振興に関する基本方針が定められていくこととなりますが、県においても、これを契機として様々な養豚農業振興施策を一層推進されることを、都市自治体を始め各方面の養豚農業の関係者は、期待しているところであります。

よって、国におかれては、養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金を含め、国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずるよう要望いたします。

また、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る上で、さらなる防疫措置の強化を行う必要があることから、関係者の負担軽減についてご配慮いただくよう要望いたします。

併せて、農家救済措置の無い届出伝染病で被害のあった農家に対し必要な救済措置を講ずるよう要望いたします。